

(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について

平成21年5月21日付け  
最終改正：令和6年6月28日付け

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「条約」という。)附属書に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実(果皮を含む。)、はく製又は加工品(以下「動植物等」という。)のうち、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第2条第1項第1号の規定に基づく承認を要しない貨物であって、取引相手国において条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明(申請)書(以下「輸出許可書等」という。)又は原産地証明書を求められる場合における当該輸出許可書等の申請手続等について、下記のとおり定め、平成21年6月1日から実施します。

なお、平成20年7月1日付け「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第5条の規定に基づく再輸出証明書等の申請手続等について(お知らせ)」は、平成21年5月31日限り、廃止します。

## 記

### I 輸出許可書等の申請手続等

#### 1 対象貨物

- (1) 条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動植物等(輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を要しないものに限る。)
- (2) 条約附属書IIIに当該種を掲げた国又は地域を原産地とする動植物等
- (3) 条約附属書IIIに当該種を掲げた国を原産地としない動植物等(下記IIによる手続により発行されない本人の私用に供することを目的とするもの等に限る。)

#### 2 申請手続

##### (1) 提出先

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室

##### (2) 申請書類

- (イ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明(申請)書(別紙様式1-(1)) 原本2通
- (ロ) 輸出許可申請説明書(別紙参考様式) 原本1通
- (ハ) 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類(英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの(任意様式)を添付のこと。)のいずれかの写し1通(本人の私用に供することを目的とする貨物の場合は輸出許可申請理由書 1通)
- (ニ) 条約附属書Iに掲げる種に属する動植物等であって、輸入国政府当局(締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。)の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合はその写し1通
- (ホ) 本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあつては、その旨を証する書面(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第20条第3項の規定に基づく登録票又は第20条の3第3項の規定に基づく事前登録済証又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号)第7条第1項第2号の規定に基づく認定書を含む。) 原本(環境省が交付する登録票、事前登録済証又は認定書についてはその写し) 1通
- (ヘ) 本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあつては、次に掲げる書面
  - (i) 捕獲又は採取したことを証する書面 1通
  - (ii) 捕獲又は採取することについて、法令又は地方自治体の条例等において許可等が必要な場合

には、その許可書等の写し 1 通

(ト) 生きている動植物にあつては、その運送手段を示す説明書 原本 1 通

(チ) 我が国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（任意様式） 原本 1 通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その許可書等の写し又はこれに代わるべき内容の書類 1 通

(注)

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
- ・漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
- ・水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）

等

(リ) 輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真（生きている動植物にあつてはすべての個体の写真） 1 枚

(ヌ) 再輸出する貨物にあつては、本邦へ輸入された際の通関済み輸入通関申告書（その他通関したことを証する書面を含む。以下同じ。） 写し 1 通

なお、条約適用前に当該貨物を本邦に輸入している場合は、その事実を証する書面（1 通）とする。

(ル) 再輸出する貨物にあつては、本邦への輸入に際し、条約に基づき相手国（地域を含む。以下同じ。）政府当局が発行した当該貨物の輸出を認めた旨の書面（輸出許可書等。この場合にあっては、上記（ホ）、（へ）、（チ）及び（リ）の提出は必要ない。） 写し 1 通

ただし、上記（ヌ）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和 55 年 11 月 3 日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

(ロ) 再輸出する貨物であつて、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあつては、残高報告書（別紙様式 2）及びその写し 各 1 通

なお、当該書面は上記（ル）の相手国政府当局が発行した書面ごとに 1 通ずつ作成すること。

(ワ) 販売又は譲渡された貨物にあつては、販売証明書又は譲渡証明書（法人にあつては代表権者又は証明する権限を有する者が発行したもの） 原本 1 通

(カ) チョウザメ目 (Acipenseriformes) の種の加工された未受精卵（以下「キャビア」という。）のうち、本邦においてキャビアと直接接触する缶、瓶又はその他の容器（以下「一次容器」という。）への包装又は再包装が行われたものにあつては、「キャビア輸出・再輸出のための施設（養殖場、加工工場、再包装工場）の登録等取扱要領（平成 27 年 2 月 7 水推第 664 号。以下「水産庁長官通知」という。）」に基づき、水産庁長官が当該包装又は再包装を行った施設に交付したキャビア輸出・再輸出のための施設登録書 写し 1 通

(ヨ) 条約附属書に掲げる種に属する動植物等を含有する加工品の場合は、含有量の根拠となる計算書（成分表） 1 通

(タ) 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

(注) 用紙の大きさは、A 列 4 番とする。

### (3) 許可基準

許可は、当該申請が上記（2）に従って行われたものであることを確認し、次の要件のすべてを満たす場合に限り行うものとする。ただし、昭和 55 年 11 月 4 日以降であつて、条約適用以降に本邦に輸入された対象貨物を輸出する場合にあつては、条約に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可するものとする。（この場合にあっては、下記許可基準のうち、（イ）及び（ロ）は適用せず、また（二）については、生きている動植物の場合に限り適用する。）

また、条約の締約国等でない国又は地域に輸出する場合は、原則として、許可しない。

- (イ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等にあつては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。  
または、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領(令和5年11月24日付け5水推第1339号)」及びNDFガイドライン(平成26年8月27日付け平成26水推第558号)に基づく種の存続に係る包括助言を得ていること。
- (ロ) 我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。  
なお、3(1)(ロ)の表のうち、関係省の項が農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室に区分されている附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物等にあつては、同室に情報提供を求めることができる。
- (ハ) 生きている動植物の場合にあつては、当該動植物の輸送方法が、その保全に悪影響を及ぼすおそれがあるものでないこと。
- (ニ) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等(飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物又は輸出相手国の政府当局が輸入時に発給した有効な移動展示証明書の写真が提出される場合を除く。)にあつては、輸入国政府当局の輸入許可書が発行されていること。
- (ホ) キャピアにあつては、次の(i)を満たすこと。ただし、本邦においてキャピアと直接接触する一次容器への包装又は再包装が行われたものにあつては、(ii)も満たすこと。  
(i) 輸出許可書等に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャピアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて(平成27年9月18日付け輸出注意事項27第24号。以下「再使用不可ラベル通達」という。)」の2に定める再使用不可ラベルの記載事項が記載されていること。  
(ii) 再使用不可ラベルは、水産庁長官通知に基づき、水産庁長官が登録した施設で貼付されたものであること。
- (4) 輸出許可書等の記載要領
- (イ) 通則
- (i) 使用言語は英語(学術名はラテン語)とし、パソコン等で入力する。(手書きは不可とする。)
- (ii) 記載事項が多い場合は、別紙様式1-(2) Continuation sheet又は別紙様式1-(3) Inventory sheetを使用し、輸出許可書等に貼付する。
- (iii) 申請者は、1、3、4、5a及び7aから12bまでの欄を記載する。  
また、輸出許可書等の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。  
なお、輸出許可書等として交付された後、14の欄を記載する。
- (ロ) 「1. 書類の種類」の欄  
以下の区分に従い、「輸出」、「再輸出」又は「その他」の欄にチェックする。  
(i) 附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる動植物等の場合((iii)に掲げる場合を除く。)・・・「輸出」又は「再輸出」  
(ii) 条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国又は地域を原産国とする附属書Ⅲに掲げる動植物等の場合((iii)に掲げる場合を除く。)・・・「再輸出」  
(iii) 本人の私用に供することを目的とする貨物等・・・「その他」
- (ハ) 「3. 輸入者」の欄  
輸入者(荷受人)の正確な名称(個人の場合は個人名、法人の場合は法人名)及び住所並びに国名又は地域名を記載する。
- (ニ) 「4. 輸出者/再輸出者」の欄  
輸出者又は再輸出者の正確な名称(個人の場合は個人名、法人の場合は法人名)及び住所並びに国名(JAPAN)を記載する。
- (ホ) 「5a. 目的」の欄  
輸出/再輸出の目的を次の記号により記載する。  
記号  
T: 商業(Commercial)

- Z : 動物園 (Zoo)  
 G : 植物園 (Botanical Garden)  
 Q : サーカス又は移動展示 (Circus or travelling exhibition)  
 S : 科学研究 (Scientific)  
 H : ハンティングトロフィー (Hunting trophy)  
 P : 個人用 (Personal)  
 M : 生物・医学研究 (Medical(including biomedical research) )  
 E : 教育 (Educational)  
 N : 野生への返還又は野生化 (Reintroduction or introduction into the wild)  
 B : 飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation)  
 L : 法執行 (Law enforcement / judicial / forensic)

(注) : 当該貨物の輸出が商業取引であっても、輸入者が動物園、植物園又は博物館等の場合にあつては、「動物園」、「植物園」又は「科学研究」に区分する。

(へ) 「7 a. 動植物種の一般名」の欄

輸出する動植物の一般的名称を記載する。

(ト) 「7 b. 動植物の学術名」の欄

輸出する動植物の学術名称 (属及び種並びに適宜亜種) を記載する。

(チ) 「8. 貨物の詳細」の欄

輸出する貨物の状態 (生きている動植物、皮、鞆又は化粧品など) を詳細に記載し、当該貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ (タグ、識別マーク、リング等) を記載する。また、生きている動物にあつては可能な限り性別及び年齢を記載し、キャビアにあつては再使用不可ラベル通達の2に定める再使用不可ラベルの記載事項を記載する。

(リ) 「9. 附属書・出所」の欄

(i) 附属書番号については、附属書 I を示す「I」、附属書 II を示す「II」又は附属書 III を示す「III」を記載する。

(ii) 出所については次の区分に従つて該当する記号を記載する。

記号

- W : 野生から取得した動植物及びその派生物  
 X : 「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物  
 F : 飼育により繁殖させた動物 (「C」の区分に該当しないもの) 及びその派生物  
 R : ランチング事業から生まれた動物、その個体の一部及び派生物  
 A : 人工的に繁殖させた植物 (附属書 I に掲げる植物にあつては、非商業目的で繁殖させたもの) 及びその派生物  
 D : 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書 I に掲げる動物 (決議 12.10 に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。) 又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる植物、これらの個体の一部及び派生物  
 C : 飼育により繁殖させた動物 (決議 10.16 において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの) 及びその派生物  
 U : 出所不明の動植物、これらの個体の一部及び派生物  
 I : 没収又は押収された動植物、これらの個体の一部及び派生物  
 O : 条約適用前に取得された動植物、これらの個体の一部及び派生物  
 なお、「O」の場合には取得年月日等を「8. 貨物の詳細」欄に記載すること。

(ヌ) 「10. 数量・重量」の欄

輸出する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

単 位	記 号	単 位	記 号
平方メートル	m <sup>2</sup>	キログラム	kg
枚・片・個	no.	頭・匹	head

フラスコ flask 株 plant

(ル) 「11. 原産国」の欄

輸出する動植物の原産地を国名又は地域名で記載する。

(ヲ) 「11 a. 輸出許可書番号」の欄

「原産国」が発行した輸出許可書の番号を記載する。

なお、輸出する動植物の原産地が本邦である場合には、記載を要しない。

(ワ) 「11 b. 発行日」の欄

「原産国」が輸出許可書を発行した年月日を記載する。

なお、輸出する動植物の原産地が本邦である場合には、記載を要しない。

(カ) 「12. 最終再輸出国」の欄

輸出する動植物の原産地が、本邦以外の国又は地域であり、当該原産地と本邦へ輸出した国又は地域が異なる場合には、本邦へ輸出した国名又は地域名を記載する。

(ヨ) 「12 a. 再輸出証明書番号」の欄

「最終再輸出国」が発行した再輸出証明書番号を記載する。

(タ) 「12 b. 発行日」の欄

「最終再輸出国」が再輸出証明書を発行した年月日を記載する。

(レ) 「14. 船荷証券／航空運送状番号」の欄

輸出許可書等の交付後、船荷証券又は航空運送状の番号を記載すること。

### 3 事務取扱要領

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) 野生動植物貿易審査室は提出された輸出許可書等を受理し、輸出許可の事務を処理するものとする。

(ロ) 上記(イ)により輸出許可書等を受理した野生動植物貿易審査室は、上記2の(3)の(イ)に定める許可基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて科学当局である関係省に対し、輸出許可書等の写しを添えて、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る包括助言を得ている場合を除く。

条約附属書による区分		関係省
動物界	①哺乳綱（食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目を除く。） ②鳥綱 ③爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く。） ④両生綱 ⑤節足動物門 ⑥環形動物門	環境省自然環境局 野生生物課
	①哺乳綱中の食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目 ②爬虫綱中のウミガメ科及びオサガメ科 ③板鰓綱 ④条鰭綱 ⑤肉鰭綱 ⑥棘皮動物門 ⑦軟体動物門 ⑧刺胞動物門	農林水産省水産庁 増殖推進部漁場資源課生態系保全室
植物界	草本類	農林水産省農産局 園芸作物課花き産

		業・施設園芸振興室
	木本類	農林水産省林野庁 森林整備部森林利 用課

(ハ) 上記(イ)により、上記(ロ)の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、前記1の(3)の(ロ)に定める審査基準については、同室に情報提供を求めることができる。

(ニ) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の①から⑤までに掲げる記号及び番号を、次の①から⑤までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

- ① 西暦年号の末尾2桁の数字
- ② 発行国を示す記号「JP」
- ③ 暦年ごとに000001から始める6桁の番号
- ④ 区切りを示す記号「/」
- ⑤ 次に掲げる発行者を示す記号「TE」

(ホ) 「2. 有効期限」の欄

輸出許可書等の有効期限は、許可した日の翌日から起算し6月後とする。当該有効期限は、その期限までに本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ヘ) 「5. 特別条件」の欄

輸出する貨物に対し、条約若しくは輸入する国又は地域の国内法令等に基づき、特別な条件が課される場合には、当該条件を記載する。

(ト) 「5 b. Security Stamp No.」の欄

13の欄に貼付するセキュリティスタンプの番号を記載する。

(チ) 「13. This permit/certificate is issued by:」の欄

野生動植物貿易審査室は、輸出を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸出許可書等を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に日本国管理当局印を押印する。

(リ) 野生動植物貿易審査室は、上記(イ)から(チ)までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) 輸出許可書等の再発行

(イ) 輸出許可書等を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った野生動植物貿易審査室が、紛失した輸出許可書等の写し(写しのない場合は、野生動植物貿易審査室の保管する写しをもってこれにあてる。)2通及び再発を防止する方策を記載した理由書1通の提出を求めて行うものとする。

(ロ) 野生動植物貿易審査室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「5. 特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許可書・証明書番号) which has been declared lost. (Date:month/day/year)」と記載し、日本国管理当局印を押印し、輸出許可書等を発行する権限を有する者による署名の上、当該写しを申請者に交付する。

(ハ) 再発行した輸出許可書等について、相手国政府当局へ通知をする。また、必要な場合には、条約事務局へ通知する。

(3) セキュリティスタンプの取扱い等

野生動植物貿易審査室は、セキュリティスタンプを、責任をもって管理し、輸出許可書等に貼付する際は、当該セキュリティスタンプに付されている番号順に使用しなければならない。

(4) 輸出許可書等の写しの保管

野生動植物貿易審査室は、上記(1)に規定する輸出許可書等の写しを保管するものとする。

## II 原産地証明書の発行手続

### 1 対象貨物

条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国又は地域以外の国又は地域を原産地とする動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品

## 2 発行手続

手続の詳細については、最寄りの商工会議所に相談のこと。

なお、発行手続に際しては、原産国（対象貨物が捕獲、採取又は繁殖された国又は地域）、対象貨物の由来（ソースコード）及び目的（パーパスコード）を記載のこと。（上記Ⅰの2の（4）の（ホ）及び（リ）の（ii）を参照。）

## Ⅲ その他の取扱い

1 条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2020第4号）」を確認してください。

2 特定科学施設の届出等について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号）における特定科学施設が、特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の（別紙）に記載される事項が履行される貨物を輸出する場合については、担当課室は輸出許可証等の交付は行わないものとする。

別紙様式 1－（1）～別紙様式 1－（3） （略）

残 高 報 告 書

年 月 日

申請者（輸出者）

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

①商品名： (学名： )

Permit No. (注1)：

輸入数量または以前に輸出実績がある場合はその残高 (A) (注2)：

今回の輸出数量 (B)：

今回輸出後の残高 (A-B)：

今回の申請以前に輸出実績がある場合は、直近1年間の輸出実績を記載してください。

	CITES輸出許可番号	許可年月日	輸出数量
1			
2			
3			
4			
5			

②商品名： (学名： )

Permit No. (注1)：

輸入数量または以前に輸出実績がある場合はその残高 (A) (注2)：

今回の輸出数量 (B)：

今回輸出後の残高 (A-B)：

今回の申請以前に輸出実績がある場合は、直近1年間の輸出実績を記載してください。

	CITES輸出許可番号	許可年月日	輸出数量
1			
2			
3			
4			
5			

(注1) Permit No.には、本邦に輸入した際に輸入相手国の政府当局が発行した輸出を認めた旨の書面(CITES輸出許可書等)の許可番号を記載してください。

(注2) 輸入数量には、本邦に輸入した際に輸入相手国の政府が発行した輸出を認めた旨の書面(CITES輸出許可書等)に記載されている数量の範囲内であって輸入相手国の税関が確認した輸入数量を記載してください。

輸出許可申請説明書  
Instructions of application for export permit

(Date) 年(year) 月(month) 日(day)

野生動植物貿易審査室長 殿  
Director, Office of Trade Licensing for Wild Animals and Plants  
Ministry of Economy, Trade and Industry

申請者（輸出者）(Applicant (exporter))

氏名又は名称及び代表者の氏名  
(Name / Name of the corporation and of its representative)

住 所(Address in Japan)

〒

担当者名(Name of the person in charge)

電話番号(Phone number)

1. 輸入者 (荷受人) Importer (Consignee)	氏名又は企業名 Name / company	
	住所 Address	
	仕向地 Destination (Country)	
	受入施設 (生きている動植物 の場合) Receiving facility (In case of Living p lants and animals)	(住所及び施設概要) Address and facility  動物園[Zoo]・水族館[Aquarium]・植物園[Botanical garden]・温室[Greenhouse]・水槽 [Water tank]・その他[Other] ( )
2. 輸出しよう とする貨物 Export cargo	動物又は植物の名称 Name of animal or plant	(学名) Scientific name                      (一般名) Common name                      (附属書番号) Appendix no I・II・III
	出所の区分 Source	野生[Wild]・繁殖[Captive Breeding/Artificial Propagation]・ 条約適用前[pre-convention]
	輸出時点の貨物の状 態 Cargo status at the time of export	(生きている場合、その運送手段) In case of living plants or animals, its transportation means
		(生きている場合、その状態及び加工製品名) In case of dead animal or plant, its state and product name
	数量 quantity	
3. その他 Other	す 該 飼育繁殖・人 る 当 工繁殖させた	(繁殖期間) Breeding period 年(year) 月(month) 年(year) 月(month)まで

	もの Case of captive breeding and artificial propagation	(繁殖者の氏名及び住所) Breeder's name and address
		(条約附属書 I に掲げるものであって、関係省庁の繁殖に係る証明を受けた場合は、その証明書番号及び発行年月日) In case of Appendix I, certificate number and date of issue of the certificate of breeding or propagation issued by authorities concerned.
	購入 (入手) 元 Seller or assignor	(氏名又は企業名) Name / company name
		(住 所) Address
		(電 話) Phone number
	(購入 (入手) 年月日) Purchase date 年(year) 月(month) 日(day)	
輸入許可書 (注) 3. ) Import permit	(発行国) County of Issue (発行日) Date of issue (許可書番号) Original Permit No.  なお、写しを添付します。(Attach a copy of Import permit) 附属書 I のみ(Only Appendix I)	
備考 Note		

- (注) 1. 用紙の大きさは、A列4番とする。  
2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。  
3. 「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書 I に掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入する。